

第2回 里親認定基準見直し検討について（議事要旨）

【開催日】

平成29年11月17日（金）

【出席者】

東京都児童福祉審議会里親認定部会委員 5名（児童福祉施設長、弁護士、学識経験者等）
東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長、同児童福祉専門課長、
東京都品川児童相談所長
東京都福祉保健局少子社会対策部計画課長、同育成支援課長、他

【配布資料】

- 資料1 住居要件についての検討
- 資料2 住生活基本計画（全国計画）別紙4最低居住面積水準
（別紙）住生活基本計画（全国計画）による世帯構成員別の最低居住面積水準
- 資料3 児童福祉施設等の居室面積（1人当たり）基準
- 資料4 東京都住宅マスタープラン（抜粋）
- 資料5-1、5-2 単身者の要件についての検討
- 資料6 認定部会（里親認定基準見直し検討）開催スケジュール（案）

【議事概要】

1 住宅要件の検討について（主な意見）

○国が示す住生活基本計画（資料2）は、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準としているものだが、これがまず一つの基準になると思う。これを標準にするのか、あるいは最低基準にするのかというところをどう考えるか。

○最低基準で考えるということではないか。マスタープラン（資料4）の平均というのは、これぐらいは求めたいところだろうが、特に都内、都心部などはミニマムにせざるを得ない。

○資料2で示しているものは、最低居住面積水準。国はもう一方で都市居住型誘導面積水準というものも示している。例えば2人以上の世帯の場合は、 $20\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 15\text{ m}^2$ となるが、この基

準を満たすことはかなり厳しいだろう。

○一つは最低基準として扱うとして、もう一つは理想のところも数字として認識すると、最低基準を超えているが、国が示している誘導面積水準よりも広いのか狭いのか、そういうところは見えてくるのかもしれない。

○間取りというのは、非常におもしろい。部屋の居住スペースだけではなくて、やはりプライバシーなどを考えると、間取りというものも無視はできない。

○国の示す住生活基本計画を実質的に最低基準として採用して、それを最低基準にしつつ、間取りについてどうするか。

○資料2の（別紙）にある必要居室数の目安については、例えば大人2人、子供が10歳以上の家庭の場合は、大人1部屋、子供1部屋を必要とする考えか。

○例えば子供が3歳以上、6歳未満の場合は、0.5人換算となるため、それを切り上げて1部屋としている。

○子供が10歳以上の場合に1部屋必要とすることは厳しいのではないか。児童養護施設は4人以下の居室という最低基準であった。広さにもよるが、場合によっては4人1部屋というのもあり得るのではないか。

○一般家庭で4人1部屋はあまりないだろうが、例えば女兒2人で1部屋を使っている、二段ベッドを使っている、というような場合があった。

○養子縁組家庭の中には、12畳の角々で男児4人が養子と実子と里子とで暮らしている例もある。そういう環境がいいと子供たちも話していた。性別にもよるが、10歳以上1部屋というのは少しきついだろう。

○15歳ぐらいとなれば、プライバシーが必要だろうという気はする。10歳というと小学4年か5年あたり。必ずしも1部屋必要かといわれると、そうではない気もする。

○資料2の（別紙）にある必要居室数の目安は、国の示す住生活基本計画を主軸にすると、10歳未満は0.75人換算で、それ以上は1.0人換算となるため、それを根拠にしている。

○居住面積はその考えでよいだろう。しかし間取りというか居室数については、例えば10歳以上の子供が1.0人換算となり「1」となるものの、だからといって必要居室数の目安も1部屋かといえば、そこまで求めるには無理がある。例外的には大きな1部屋で4人いて、それがとても楽しいということはあると思う。仮に基準をつくるとしても、厳密に認めるのか、厳格に適用するのか、ガイドラインのようなもので一応居室数は標準のような形にしておいて、具体的な状況に応じて判断するか。

○資料2の（別紙）については、最低居住面積に必要居室数の目安が合っていないように思う。標準とする面積はすごく狭い最低基準であるのに、例えば10歳以上は1部屋必要とするところがかみ合わない。

○何か標準的な居室数のようなものをつくってみるか、それともそれは個別に適宜考えるか。個別のほうがいいだろうか。

○最低基準としては、居住面積だけでやるとして、間取りについてはあえてそこまでは基準にも、ガイドラインにも盛り込まず、家族構成に適した間取り、広さというところで考えるということにしておくか。

○住居の広さについては、案2か案3かで基準として明確に採用するのか、あるいはガイドラインなどで一応示すのかということか。

○案3は、基準にはあえて入れず、部屋数などいろいろ柔軟に考えられるものもあってよいとして、様々な形態に合わせてそれぞれ審査していくということになる。

○国が示す健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な面積を下回るところに、あえて子供を委託するののかということを見ると、明確に基準に盛り込んでいいだろう。

○基準にすると、基本的にはそれを下回れないだろう。養育家庭の場合は、短期でもう一人預けたいという場合がある。例えば里父母と子供が1人いるところに、少しぎりぎりくらいの面積だが、短期で2カ月くらい、もう一人委託をお願いしたいときに、居住面積がクリアできないからそこには委託できないという事態が出てくるのではないか。

また、資料2の（別紙）の基準は、子供については年齢で区切られている。例えば実子や長期に委託している子供については、ある年齢の期限がくれば必然的に0.5人から0.75人換算に、あるいは0.75人換算から1人換算にしなければならない。それを想定して、例えば基準ぎりぎりの場合は、今後転居しなければならないのかということになる。何とか委託できそうであっても、この家庭には10歳以上の子供はスペースの関係で委託できないということにもなるのではないか。

○資料2の（別紙）を使うのであれば、一つの目安にしなければならないとは思いますが、しかし例えば短期委託であるとか、早々に転居する予定があれば、そのこともある程度加味できるようにしておくことが必要だろう。

○具体的に考えれば、資料2の（別紙）は、認定時に必要となる基準であるため、最初の基準として、その時点で何かを決め切るとは難しいかもしれない。何歳くらいの子供が委託されるのかということもはっきりしないし、家族そのものも動いていくという問題はある。しかし、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠というところからすれば、やはりその都度、基準を満たしていただかなければならないだろう。

○案2の「解説に入れ込む内容」については、例えば申請時点で、希望する子供の年齢、長期か短期かなどを確認し、そこにまずは照準を合わせる。また希望年齢が3歳～10歳となれば、10歳の子供の基準の広さや間取りを含めた基準のところ認定していくというものになる。

○認定時には、まずは希望する子供の年齢というところで、資料2の（別紙）に当てはめて満たしているかどうかを考える。実際に委託するときも、具体的に委託したい子供と、その時の実子の年齢なども考えて、もう一度計算をしてみるということも考えられるかもしれない。

更に細かく言えば、例えば5歳の子供は0.5人だが、直ぐに0.75人換算になるため、年齢を数年プラスするということが基準としてあるかもしれない。

○最低基準面積自体がそんなに広いスペースではないし、4人世帯であっても50㎡であるため、常識的に考えればギリギリなのかというところはある。しかし認定時にまず確認し、委託時にも再度その基準に該当しているかどうかを確認することは、実務的には大変だろうと思う。

○転居していない場合であれば、居住面積については申請時点で確認できるものとなるため、委託時には、家族構成のほうで計算するということになる。家族構成の計算は、資料2の（別紙）のようなものがあるとわかりやすい。転居した場合は、転居したから再度認定をやり直すということにはならないが、本来は、その時点で基準を満たしているかどうかを確認していただく必要がある。全体の面積さえ確認できれば、家族構成は当然にわかるので、資料2の（別紙）に当てはめて確認をするということはあるだろう。

○案3に、「原則として」としてあるように、原則として資料2の（別紙）を満たしている必要があるという形でガイドラインか何かに書いておく。そうするといろいろな個別事情によって緩やかにするということが有りなのかもしれない。しかし最初の認定時に、曖昧にしておく必要はあるのか。認定時は子供もまだ小さくて、将来に広さが必要になってくるものだが、認定時はきちんと最低基準だと言ってしまっても差し障りはないだろう。

○2室10畳以上という具体的な数字を出しているのは東京ぐらいで珍しい。多分東京の住宅事情からして、2室10畳という数字を入れざるを得なかったのだろう。2室10畳という基準は、もう要らないと思うので、案2か案3かと思う。そのどちらかとなれば、住居の広さは、住生活基本計画というところで、別紙をつけて出すしかないのかと思う。

○最初の委託時に、一度に2人の子供を委託することはそうないと思うので、最初の1人だけは、年齢に関わらず、1.0人換算とする。そうすると、少なくとも1人は年齢が高くなるまでみることができないのではないかな。

○例えば里父母と7歳の子供がいる家庭の場合、まず父母と7歳の子供の家庭というところで、2.75人ということが割り出され、そして委託を受け入れる子供については、年齢に関わらず1.0人とカウントするから3.75人ということになり、それを最低基準にするということか、わかりやすいと感じる。

○短期委託の場合はどうなるか。短期委託の場合も養育家庭の住居要件と変わりはないか。

○例えば一旦認定した後で、何か緊急で幼い姉妹の委託が必要だとなったとき、これを2人としてカウントすると人数が多くなるが、その場合は、児童相談所の判断にならざるを得ないのではないか。ここではあくまでも認定時の基準になるので、実際に委託するときに、特殊事情がある場合は、それを考慮して若干基準を緩めるといえるのはあり得るのではないか。

○案2を基本にして、基準については、認定時の家族構成プラス1ということで、この住生活基本計画を上回っているかを確認するというのが、現実的な案となるか。あるいは、案3のように原則としてという形で少し緩めておくか。

○案2に「原則として」という言葉を入れるか。

○案2に「原則として」は入れない。案2は基準であるから、これはこれで満たさないと認定はしないということ。案3が「原則として」という形となり、あえて基準に入れず、ガイドラインのようなものに入れ込み、少し融通が利くようにするということ。

○初回認定時には、この案2を確実に当てはめるとして、更新時にはその家族構成も変わる可能性はあるので、そこを満たしていなくても融通するということになるか。

○更新時も、ある程度はクリアしていることが必要ではないか。実子が増えていく場合もある。

○更新というものは、そこでもう一度確認するという意味であるため、本来はそこでもう一度確認していただくことは必要だろう。

○例えば2年間未委託のまま、実子が大きくなる場合などで更新時には要件に満たないとなることもあるか。

○未委託であれば、そこは要件を満たしてくださいと言えるが、問題は委託されている場合で、要件が満たさなくなったから、直ちにだめですということは難しいだろう。委託している子供について、例えば夫婦でみていたのが、里父が転勤となり、ひとり親となった場合に、だからといって直ちには解除とはせずに、再度審理するような事例は、これまでも何度かあった。

○要件が満たさなくなった場合、子供がいる場合には、子供の生活がそこでスタートしているので、その一事をもって解除するという話にはならないだろう。しかし基準は基準なので、例えば児童相談所としてはなるべくそこを満たすようにと、転居であるとか、何らかの対策をとっていただくように働きかけはしていただく。

○更新時は、基本的に資料2の（別紙）でもう一度審査していただく、委託していない場合は、基準を満たさないのであれば更新できないということか。しかし委託している場合には、それを杓子定規には言い切れないということか。

○部屋数、居住面積で更新しないというパターンが出てくるのか。

○實際上、そんなに皆がぎりぎりの状況でもないだろう。

○認定時に、委託していなくてもプラス1で考えるということは、未委託であれば、それで満たしていることが継続されることになる。実子が増える場合は、更新しないパターンもあり得るか。

○地方の大学に通っていた息子が戻ってきたとか、娘さんが離婚して子供を連れて戻ってくるとか、そういうことで子供が増えるというパターンは結構ある。

○それはやはり仕方ない、基準を満たさなければ委託できないという話になる。

○同居人のような短期間の仮住まいという場合もある。

○そのあたりはケースバイケースだろう。例えば被災などの事情で1カ月だけ泊めてくれというような話で家族が増えたりする場合などは、仕方ないことだろう。

○次回は単身者要件について、臨時部会において検討する。

以上